

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照条文
 ○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 放送関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 超短波放送局</p> <p>(1) コミュニティ放送局</p> <p>コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 地方自治体の意見照会について</p> <p><u>(ア) 審査の参考とするため、当該放送局の放送を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該市町村長に意見を照会すること。</u></p> <p>複数市町村に対して放送を行おうとする場合も、当該複数市町村に対して照会をすること。</p> <p>なお、地形、地勢等の理由により、やむを得ず放送を行おうとする地域以外で放送区域になってしまう市町村に対しては、照会の必要はない。</p> <p><u>(イ) カ(ウ)の審査のため、当該放送局の放送を行おうとする地域の周辺の市区町村を通じて新たなコミュニティ放送局の開局計画の情報等について調査すること。</u></p> <p>オ （略）</p>	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 放送関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 超短波放送局</p> <p>(1) コミュニティ放送局</p> <p>コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 地方自治体の意見照会について</p> <p>審査の参考とするため、当該放送局の放送を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該市町村長に意見を照会すること。</p> <p>複数市町村に対して放送を行おうとする場合も、当該複数市町村に対して照会をすること。</p> <p>なお、地形、地勢等の理由により、やむを得ず放送を行おうとする地域以外で放送区域になってしまう市町村に対しては、照会の必要はない。</p> <p>オ （略）</p>

カ 空中線電力について

20W以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、20Wを超える空中線電力とすることができる（当該放送を行おうとする地域がコミュニティ放送局への新たな周波数の割当てが困難な状態にある東京二十三区及びその周辺並びに大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む。）の地域である場合を除く。）。

(ア) 他の無線局に混信を与えないものであること。

(イ) 当該放送を行おうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。

(ウ) 当該放送を行おうとする地域の周辺の市区町村において、エ(イ)の調査等に基づき把握した開局が計画されている新たなコミュニティ放送局及び県域放送を行う一般放送事業者において設置が計画されている中継局の諸元への影響がないと認められること。

(エ) 当該放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域ができる限り小さくなるよう、工事設計上最大限の措置が講じられていると認められること。

キ 中継局について

放送を行おうとする地域内の不感地域解消のため、中継局（申請者の主たる放送局の放送番組と同一の内容を放送する放送局をいう。）を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。ただし、主たる放送局と同一の周波数を使用することが技術的に困難な場合等に限り、異なる周波数を使用することを認めることとする。

(2)～(4) (略)

5～9 (略)

カ 空中線電力について

20W以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。

キ 中継局について

放送を行おうとする地域内の不感地域解消のため、中継局（申請者の主たる放送局の放送番組と同一の内容を放送する放送局をいう。）を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。

(2)～(4) (略)

5～9 (略)